お知らせワイド

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

【対象となる人（被保険者）】

①75歳以上の人（75歳の誕生日当日から対象）

②65歳以上で一定の障がいがあり、
申請により三重県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人

## ８月から使える被保険者証を送付します

○被保険者１人に１枚、若草色の被保険者証を交付します。
○毎年８月の更新とし、７月初旬に新しい被保険者証を三重県後期高齢者医療広域連合から簡易書留で発送します。

【利用時の注意点】

- ８月１日（土）以降、医療機関や薬局の窓口では、新しい被保険者証（若草色）を提示してください。
- 医療機関にかかるときに必要ですので、大切に保管してください。
- 紛失したり、汚したり、記載内容に変更があった場合は、速やかに市民課医療年金グループ（市役所１階）へ届け出て、再交付を受けてください。

ピンク色から
**若草色**に変わります

＜被保険者証見本＞

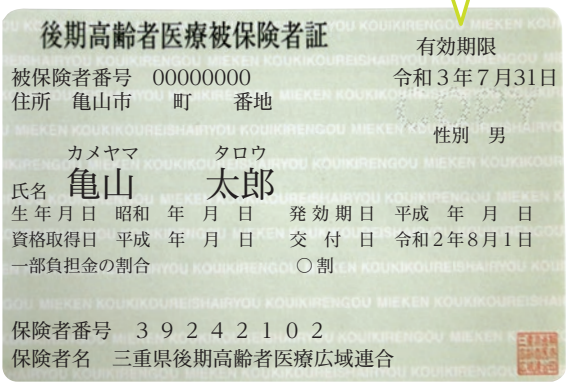


## 令和２年度保険料額決定通知書を送付します

○保険料は、被保険者一人ひとりに対して算定します。
○７月中旬に「保険料額決定通知書」を市から送付します。

【保険料（年額）の算出方法】

保険料は、「均等割額」と「所得割額」の合計で算出します。

- 「均等割額」…被保険者全員が均等に負担（一律44,589円）
- 「所得割額」…被保険者の所得（令和元年分）に応じて負担

| 均等割額<br>44,589円 | ＋ | 所得割額<br>（前年の総所得－33万円）×8.99% | ＝ | 一人あたりの保険料（年額）<br>（上限64万円） |
|---|---|---|---|---|

## 「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

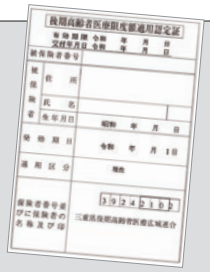

入院するときや高額な外来診療を受けるときは、「限度額適用認定証」（住民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」）を医療機関などの窓口で提示することで、医療費の支払いが自己負担限度額までになります。

また、住民税非課税世帯の人は、入院時の食事代も減額されます。

「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受ける場合は、医療年金グループで申請をしてください（郵送での申請手続きも可）。

申請に必要なもの

▷後期高齢者医療被保険者証
▷運転免許証などの本人確認書類
▷マイナンバー確認書類
▷印鑑

※後期高齢者医療保険料に未納があるときは、発行できない場合があります。

## 保険料の軽減措置があります

【所得の低い世帯に属する人への軽減措置（均等割額が軽減されます）】

| 所得の合計が以下の金額の世帯（同一世帯の被保険者と世帯主） | 軽減割合 | 軽減後の保険料（年額） |
|---|---|---|
| 33万円以下 | 7.75割 | 10,032円 |
| 33万円以下かつ被保険者全員の年金収入が80万円以下（そのほかの各種所得がない） | 7割 | 13,376円 |
| （33万円＋被保険者の数×28.5万円）以下 | 5割 | 22,294円 |
| （33万円＋被保険者の数×52万円）以下 | 2割 | 35,671円 |

【被用者保険の被扶養者であった人に対する軽減】

- 資格取得日の前日に、被用者保険の被扶養者であった人は、資格取得から2年間は、均等割額が5割減額（年額保険料22,294円）され、所得割はかかりません。
- 所得の低い世帯に属する人への軽減（7.75割または7割）に該当する人は、そちらを優先して適用します。

**新型コロナウイルス感染症に感染した人や、感染症の影響で収入減少が見込まれる人には、傷病手当金の支給制度や、保険料の減免制度があります。**
**詳しくは、医療年金グループへお問い合わせください。**

## 忘れずに保険料を納付しましょう

○原則として、年金からの天引き（特別徴収）になります。
○年金の受給額が年額18万円未満など、一定の基準により特別徴収されない人は、7月から毎月末を納期として全9期で納める普通徴収（口座振替または納入通知書で納付）になります。

【特別徴収の納期】

| 第1回 | 第2回 | 第3回 | 第4回 | 第5回 | 第6回 |
|---|---|---|---|---|---|
| 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |

【普通徴収の納期】

| 第1回 | 第2回 | 第3回 | 第4回 | 第5回 | 第6回 | 第7回 | 第8回 | 第9回 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |

※月末が休日などに当たる場合は、翌平日が納期限になります。

**保険料の納付が困難なときは、ご相談ください！**

納期限を過ぎると、督促状を発行します。それでも納付されない場合は、通常の保険証より有効期間が短い「短期被保険者証」を交付します。
納期限内の納付が困難なときは、医療年金グループへご相談ください。

## 年に1回、「後期高齢者健康診査」を受診しましょう

～健康管理と生活習慣病の早期発見のために～

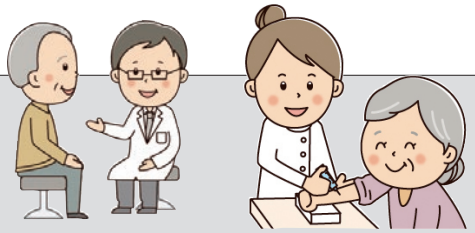

後期高齢者健康診査の受診券を、三重県後期高齢者医療広域連合から順次送付しています。

受診券送付スケジュール
▷4月末時点の被保険者…6月下旬に送付済み
▷5月～7月中に被保険者になる人…8月下旬に送付
▷8月中に被保険者になる人⇒9月下旬に送付

対象者　令和2年8月31日までに被保険者になる人
受診期間　令和2年7月～11月
受診方法　受診券が届いた後、同封の健診案内などを確認の上、医療機関へお申し込みください。
自己負担額　住民税課税世帯の人…500円
住民税非課税世帯の人…200円

問合先　市民課医療年金グループ（☎84－5005）、三重県後期高齢者医療広域連合（☎059－221－6883）